

佐賀県育英資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月二日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第二十号

佐賀県育英資金貸与条例の一部を改正する条例

佐賀県育英資金貸与条例（昭和三十六年佐賀県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「もの」の下に「及び海外留学を行うもの」を加える。

第二条の見出しを「（育英学生等）」に改め、同条中「育英資金」を「経済的理由により修学が困難なため育英資金」に改め、「各号」の下に「のいずれか」を加え、同条第一号中「までに」を「までのいずれにも」に改め、同号イ中「佐賀県内」を「県内」に改め、同条に次の一項を加える。

2 海外留学のため育英資金の貸与を受ける者は、高等学校に在学する者（県外の高等学校に在学する者にあつては、県内に居住する者の子弟である者に限る。）で、勉学に意欲があるものの中から、選考のうえ決定する。

第三条第一項中「育英資金の貸与額」を「育英学生に貸与する育英資金の額」に、「四十二万円」を「六十万円」に改め、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 育英学生に貸与する育英資金については、入学時に二十万円以内の額を加算して貸与することができる。

3 海外留学のため育英資金の貸与を受ける者に対する育英資金の額は、百万円以内とする。

第五条中「第二条各号の一」を「第二条第一項各号のいずれか」に改める。

第八条中「育英学生」を「育英資金の貸与を受けた者」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

育英学生のうち、卒業後県内において居住し、又は就業した者で、規則で定める要件に該当するもの（これに相当する者として規則で定める者を含む。）については、育英資金の一部の返還を免除することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐賀県育英資金貸与条例第二条第一項及び第二項

並びに第八条第一項の規定は、平成二十四年四月一日以後に高等学校又は高等学校と同程度の学校に入学した者に貸与する育英資金から適用し、同日前に入学した者に貸与する育英資金については、なお従前の例による。

佐賀県育英資金貸与条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、向学心に富み、有能な素質を有する生徒であつて、経済的理由により修学が困難なもの及び海外留学を行うものに対し育英資金を貸与して、将来有為の人材を育成することを目的とする。</p> <p>(育英学生等)</p> <p>第二条 経済的理由により修学が困難なため育英資金の貸与を受ける者(以下「育英学生」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者の中から、それぞれ選考のうえ決定する。</p> <p>一 高等学校又は高等学校と同程度の学校(以下これらを「高等学校」という。)に在学する者で、次のイからニまでのいずれにも該当するもの</p> <p>イ 県内に居住する者の子弟であること。</p> <p>ロ 二略</p> <p>二 略</p> <p>2 海外留学のため育英資金の貸与を受ける者は、高等学校に在学する者(県外の高等学校に在学する者にあつては、県内に居住する者の子弟である者に限る。)で、勉学に意欲があるものの中から、選考のうえ決定する。</p> <p>(貸与)</p> <p>第二条 育英学生に貸与する育英資金の額は、在学一年につき六十万円以内とする。ただし、貸与期間は、当該高等学校の正規の修学期間を超えてはならない。</p> <p>2 育英学生に貸与する育英資金については</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、向学心に富み、有能な素質を有する生徒であつて、経済的理由により修学が困難なものに対し育英資金を貸与して、将来有為の人材を育成することを目的とする。</p> <p>(育英学生)</p> <p>第二条 育英資金の貸与を受ける者(以下「育英学生」という。)は、次の各号に該当する者の中から、それぞれ選考のうえ決定する。</p> <p>一 高等学校又は高等学校と同程度の学校(以下これらを「高等学校」という。)に在学する者で、次のイからニまでに該当するもの</p> <p>イ 佐賀県内に居住する者の子弟であること。</p> <p>ロ 二略</p> <p>二 略</p> <p>(貸与)</p> <p>第二条 育英資金の貸与額は、在学一年につき四十二万円以内とする。ただし、貸与期間は、当該高等学校の正規の修学期間を超えてはならない。</p>

改正後	改正前
<p>入学時に二十万円以内の額を加算して貸与することができる。</p> <p>3 海外留学のため育英資金の貸与を受けられる者に対する育英資金の額は、百万円以内とする。</p> <p>4 略</p> <p>(貸与の廃止)</p> <p>第五条 育英学生が第二条第一項各号のいずれかに該当しなくなり、かつ、育英学生として適当でないと認められたときは、育英資金の貸与を廃止する。</p> <p>(返還免除)</p> <p>第八条 育英学生のうち、卒業後県内において居住し、又は就業した者で、規則で定める要件に該当するもの(これに相当する者として規則で定める者を含む。)については、育英資金の一部の返還を免除することができる。</p> <p>2 育英資金の貸与を受けた者の死亡その他規則で定める事由に該当する場合は、育英資金の全部又は一部の返還を免除することができる。</p>	<p>2 略</p> <p>(貸与の廃止)</p> <p>第五条 育英学生が第二条各号の一に該当しなくなり、かつ、育英学生として適当でないと認められたときは、育英資金の貸与を廃止する。</p> <p>(返還免除)</p> <p>第八条 育英学生の死亡その他規則で定める事由に該当する場合は、育英資金の全部又は一部の返還を免除することができる。</p>